

1. 日本音楽療法学会講習会等開催団体登録認定基準

- (1) 団体の代表者は、日本音楽療法学会（以下学会）の正会員・賛助会員であること。
- (2) 団体には、学会認定音楽療法士2名以上が所属し、企画・運営に携わっていること。
- (3) 団体会員数は、原則として5名以上であること。
- (4) 団体の登録申請は、事務局のある学会支部（以下支部）のみで行われる。複数の事務局を有する団体は、それぞれの支部に登録申請することも可とする。
- (5) 団体は設立後1年以上経過していること。1年間に1回以上の音楽療法に関連する講習会等の開催実績があること。その講習会等は学会の講習会等開催基準を満たしていること。
- (6) 団体は、会則・倫理に関する規定を有すること。
- (7) 団体は、申請書に記載された内容に変更が生じた場合には、速やかに届けること。
- (8) 登録された団体が認定基準に該当しなくなった時、また解散した時には認定登録は取り消される。

※倫理規定については学会の倫理綱領に準じることが望ましい。

※学会認定校は団体認定の申請をすることができる。

※この基準は2016年4月1日から施行される。

2016年4月から2017年3月までを経過措置期間とする。

2. 講習会・研修会・ワークショップ等（以下、講習会等）開催認定基準

- (1) 学会に登録している団体の主催であること。但し行政組織が主催し、登録団体が共催団体として実質的な企画・運営にあたる場合も申請可とする。
- (2) 企画・運営・実施に2名以上の学会認定音楽療法士が関わっていること。
- (3) 複数の受講者を対象とし、当該地域の学会会員に予め公開されていること。
- (4) 講師などの選任にあたっては的確な人選に配慮すること。なお講師は非学会員も可とする。
- (5) 講習会等の内容は、音楽療法の臨床研究や学会カリキュラムガイドライン上意義があるものであること。
- (6) 講習会は営利を目的とせず、参加費は適切であること。
- (7) 実施にあたっては学会の倫理綱領に十分な配慮がなされていること。

※登録団体が団体登録している支部以外の地域で講習会等を開催する場合は、団体登録している支部に申請、報告を行う。

以上